



## Part 2 基礎編

# 確定申告 税務調査

## 年間医療費が10万円を超えたら 税金還付の確定申告をしよう

元森俊雄 ●元森公認会計士事務所代表・LEC会計大学院特任教授

確定申告というと、手続きが難しいのではと不安を抱く人もいる。初めての人も簡単にできる確定申告の進め方を紹介しよう。

サラリーマンは通常、会社の年末調整によって税額が確定し納税も完了するので、自分で確定申告をする必要はない。ただし、医療費が年間10万円を超えた場合や年の途中で会社を退職した場合など、申告すれば税金の還付を受けることができる。還付申告は義務ではないが、当然申告しないと受取れない。きっちり申告して、もらえるものはしっかりもらおう。

以下、いちばん身近な医療費控

除を事例に確定申告の流れを説明しよう。

**医療費控除**は、自分または自分と生計を一にする配偶者

や親族が支払った年間の医療費が10万円を超える場合、もしくは所得の5%以上かかった場合に、一定金額の所得控除を受けることができる制度だ。

台矢門人氏（仮名・50歳）はサラリーマンで、年収750万円。妻と就職2年目の息子と同居して

いる。2009年1～12月に支払った医療費は、門人氏15万円、妻20万円、息子5万円で、合計40万円だった。会社員の息子は扶養家族の対象ではないので、医療費控除の対象外だと考えがちだが、同居している場合は、息子の5万円も医療費控除の対象として加算できる。

還付を受けるためには、申告書を作成して税務署に提出する必要がある。まず申告書を入力することから始めよう。用紙は税務署で入手できるが、国税庁のホームページ（HP）からダウンロードすることも可能だ。申告書にはAとBの2種類あり、給与所得しかない門人氏のようなサラリーマンはAを使う。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスして、申告書を作成することもできる。自分のパソコンにデータを保存できるので、途中まで入力して後日作業を再開することも可能だ。必要事項を入力すると税額が自動的に計算され、印刷してそのまま申告書として提出できるので初心者にはお勧めしたい。

き方を示した。まず、会社からもらった源泉徴収票を用意しよう。

次に、⑦、①、⑩、⑫の必要な項目を申告書に転記する。申告書の医療費控除⑬の欄には、医療費合計の40万円から10万円を差し引き30万円と記入する。

さらに、申告書の⑤、⑭、⑮、⑯、⑰の欄を計算し、最後に⑳の還付される税金を算出する。門人氏の場合は6万円の還付が受けられることがわかる。

申告書が出来上がったら、源泉徴収票と医療費の領収書等を添付して、自宅のある地域を管轄する税務署に持参するか、郵送する。職場の近くの税務署では受け付けてくれないので注意しよう。郵送する場合は、申告書控えを返送してもらおうための返送用封筒を同封すること。

今年の所得税の申告期間は2月16日～3月15日だが、還付申告の場合、1月1日から受け付けており、3月16日以降でもOKだ。税務署での相談・受付は原則平日だけだが、今年は2月21日と28日の日曜日に相談・受付を行う税務署もある（国税庁HPや電話で確認できる）。

申告してからおよそ1～2カ月で、指定した銀行口座に還付金が振り込まれる。

### 自宅近くの税務署へ提出 1～2カ月で還付金が入金

左ページに、実際の申告書の書



初めてでも簡単にできる

医療費控除の確定申告書の書き方

税務署長 平成 21 年分の所得税の確定申告書 A FA0015

〒 -- フリガナ ダイヤ モンド

住所 (又は居所) 東京都千代田区神田神保町  
○-○-○

氏名 台矢 門人

性別 男 世帯主の氏名 台矢 門人 世帯主との続柄 本人

生年月日 3 34 05 01 電話番号 00-0000-0000

平成22年1月1日の住所 同上

第一表 (平成二十一年分以降用)

収入金額等	給与 ⑦	7500000
	公的年金等 ④	
	その他 ⑤	
所得金額	給与 ①	5550000
	雑 ②	
	配当 ③	
所得から差し引かれる金額	合計 (①+②+③+④) ⑤	5550000
	社会保険料控除 ⑥	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦	
	生命保険料控除 ⑧	
	地震保険料控除 ⑨	
	寡婦・寡夫控除 ⑩	0000
	勤労学生・障害者控除 ⑪	0000
	配偶者控除 ⑫	0000
	配偶者特別控除 ⑬	0000
	扶養控除 ⑭	0000
基礎控除 ⑮	0000	
⑥から⑮までの計 ⑯	1670000	
雑損控除 ⑰		
医療費控除 ⑱	300000	
寄附金控除 ⑲		
合計 (⑯+⑰+⑱+⑲) ⑳	1970000	

税金の計算	課税される所得金額 (⑤-⑳)	3580000
	上の㉑に対する税額 ㉒	288500
	配当控除 ㉓	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ㉔	
	政党等寄附金特別控除 ㉕	
	電子証明書等特別控除 ㉖	
	差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖) ㉗	288500
	源泉徴収税額 ㉘	348500
	申告納税額 納める税金 (㉗-㉘) ㉙	00
	還付される税金 ㉚	60000
その他	配偶者の合計所得金額 ㉛	
	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㉜	
	未納付の源泉徴収税額 ㉝	
	申告期限までに納付する金額 ㉞	00
延納の届出	延納届出額 ㉟	000

税額の計算式  
3,580,000×0.2  
-427,500

\*「平成21年分所得税の確定申告の手引き(確定申告書A用)」の22ページ参照。手引きは税務署か国税庁のホームページから入手できる

⑥~⑮ 省略可

書き忘れ注意

千代田 銀行 神田 本店(支店) 出払所 本所・支所

郵便局名等  預金種類  普通  当座  貯蓄  定期

口座番号 記号番号 1 2 3 4 5 6 7

- 源泉徴収票から転記する  
ア ① ⑬ ⑳
- 医療費控除を計算する  
⑱ 40万円-10万円=30万円
- 計算する  
⑤ ⑲ ㉑ ㉒ ㉗ ㉘

平成 21 年分 給与所得の源泉徴収票

支払(住所) 東京都千代田区神田神保町 氏名 台矢 門人

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	7,500,000	5,550,000	1,670,000	348,500

控除対象配偶者 配偶者特別控除の額 扶養親族の数(配偶者を除く) 障害者の数(本人を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等の特別控除額

源泉徴収税額 348,500

延納の届出 延納届出額 0

支払者 株式会社 ダイヤ〇〇 (電話) ( )



減収・デフレ時代の

最新

節税術

週刊 Diamond Weekly  
ダイヤモンド

2010  
1/30



デフレ時代に突入し、給料の回復はしばらく見込めない。ならば、削れるものを削って耐えるほかない。その代表格が税金。だが税務当局は、取れるところから1円でも多く取ろうと目論む。そうした時代を生き抜くには賢く理論武装するほかない。

Illustration by Makoto Yamada

Part 1 入門編 早わかり新税制

財源不足に悩まされた政府税調  
子育て世帯の家計は大幅プラス

Table 2013年以降の「可処分所得」増加額一覧  
納税者番号導入の成否は……

Interview 峰崎直樹 ● 財務副大臣

Interview 野田 毅 ● 自民党税調会長



Illustration by Yumiko Hoshino

32  
34  
38  
40  
41  
41

Part 2 基礎編 確定申告 税務調査

税金還付の確定申告

“いい税理士”の探し方

税務調査の傾向と対策

Diagram 「大図解」世界の税制 じつは軽い日本の税負担



42  
44  
46  
48

Part 3 実践編 分野別節税術

サラリーマン・個人 所得控除を上手に活用

Column ネットオークションと確定申告

Column 結婚式のご祝儀 税金は？

個人事業主・起業家 青色申告や法人化を活用

Column “脱税”事件簿

住宅・不動産 今年いっぱい最大のチャンス

Column 土地価格決定のムダづかい

中堅・中小企業 繰越控除・繰戻し還付をフル活用

Column 税務調査の“指摘”対処法

相続・贈与 住宅資金の贈与枠は大幅増額

Column 「遺留分」を削減する民法特例

株・投信・FX 投資・証券税制の使い方

Column 名義株・名義預金にご注意

金融市場は次世代へと進化



50  
54  
55  
56  
60  
62  
64  
65  
69  
70  
76  
77  
81  
82

